

市民の個人情報危険に 市独自の保護規制を 個人情報保護条例なくさず維持を／太田市議 3月7日の予算委員会

札幌市は今後、個人情報保護条例を23年までに廃止して、個人情報保護法の施行に必要な手数料や処理期間などを定める条例施行条例を制定し、国の個人情報保護法に一元化していく方針です。太田秀子市議は、個人の情報が漏えいした場合、保護条例をなくして自治体の役割と責任が果たせるのかと迫りました。

「要配慮個人情報」は市民のプライバシー 自治体が責任をもって保護を

「要配慮個人情報」は個人情報のなかでも、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、反対により被害をこうむった事実、心身の機能に障害があることなどを不利益が生じないように取り扱いに特に配慮を要するもの。この情報について、太田市議は、法律と市条例の取り扱いの違いを質問。市担当部長は、市条例では、「札幌市情報公開個人情報審議会」が認めた時に限って情報を収集ができるようになっているが、「法律に、収集を制限するという規定は設けてはいない」と答える一方で、法律では、「法令に定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、保有が認められると規定」「そういったもの以外は収集しない」と説明し、取得を制限する規定がなく、法律上、事務を遂行するために必要になると判断した場合は集められることになりました。

太田市議は、「必要性があつてつくってきた市の条例を存続させること、その必要な条文を守っていくことが自治体の責任」と指摘。必要な場合に限り、条例で独自の保護措置を規定できる裁量が認められていることも運用し、「引き続き札幌市として収集を制限すべき」とプライバシー権を守る役割の発揮を求めました。

「行政機関等匿名加工情報」の加工は市が取り扱い、独自基準で情報の保護を

民間が利用したい情報を札幌市が審査をして、匿名確保したものを提供する「行政機関等匿名加工情報」は、個人情報ファイルの作成、公表、民間から利用の提案を募集していくと加工費用を、情報を利用する民間が負担し、単純な情報の加工以外は委託先が加工することが許されています。

太田市議は、「委託業者がちゃんと（個人情報保護法で定められた規則に）書かれているものなどを遵守するという事だということですが、やはり任せるのではなくて、札幌市として本市として、個人の住民の皆さんの加工されていない、そのままの個人情報を預けるわけですから、しっかりと札幌市としてもそこを見ていく基準を作ってもらいたい」と要望。「加工できる個人情報かどうかを判断する基準ですとか、加工するときの水準を本市独自に引き上げることについての考えはあるのか」と質問しました。

担当部長は、「個人情報法に要件が定められているため法による要件以外に独自の基準を作成して、行政機関等含め情報の対象から除くことはできない」と答弁。

太田市議は、「総務省のあの聞き取りをしましたけれども、個人情報ファイル簿については自治体で公表情報の絞り込みを図ることに対して幅があると答えています。また外部提供する情報を個人が判別されないように加工する場合、加工水準を上げることも自治体に裁量が残っていると答えています」と反論し、個人情報やプライバシーの権利を守る仕組みが決して後退することのないよう強く求めました。

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。